

## 9.11 廃棄物

### 9.11.1 現況調査

#### (1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.11-1 に示すとおりである。

表 9.11-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①施設等での廃棄物発生状況 ②再利用・再資源化の状況 ③法令等の目的、方針、基準等 ④東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

#### (2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

#### (3) 調査方法

##### 1) 施設等での廃棄物発生状況

調査は、東京都等の既存資料の整理等によった。

##### 2) 再利用・再資源化の状況

調査は、東京都等の既存資料の整理によった。

##### 3) 法令等の目的、方針、基準等

調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 100 号）等の法令等の整理によった。

##### 4) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都廃棄物処理計画」（平成 23 年 6 月 東京都）、「調布市一般廃棄物処理基本計画」（平成 25 年 3 月 調布市）の計画等の整理によった。

## (4) 調査結果

## 1) 施設等での廃棄物発生状況

施設等での廃棄物発生状況については、類似施設として、武蔵野の森総合スポーツ施設と同様にアリーナ施設及び屋内プールを有する東京体育館における廃棄物の発生状況に関して整理した。東京体育館における原単位は、表9.11-2に示すとおりであり、1人あたりの発生量は43g/人となっている。

なお、東京体育館では、ペットボトルの発生量が多く、キャップの回収も実施されている。

表 9.11-2 類似施設（東京体育館）における廃棄物発生量の状況

施 設		単 位	東京体育館	備 考	
利用者数		人	457,512	a	
ごみ発生量	一般廃棄物	可燃ごみ	t	1.35	
		不燃ごみ	t	9.2	
	産業廃棄物		t	1.00	
	資源ごみ	紙	t		
		段ボール	t	1.35	
		雑誌・新聞	t	0.2	
		缶	t	0.62	
		瓶	t	0.12	
		ペットボトル	t	5.89	
		容器包装プラスチック	t		
		食品残渣（堆肥化等）	t		
		剪定枝等（チップ化等）	t		
		その他	t		
	（小 計）		t	8.18	b
（ごみ合計）		t	19.73	c	
1人あたりの発生量		g/人	43	c/a	
リサイクル率		%	41	b/c	

注1) 調査期間は、平成23年7月～9月である。

2) 武蔵野の森総合スポーツ施設及び東京体育館の類似点は、以下のとおりである。

- ・メインアリーナの収容人数が1万人規模。
- ・サブアリーナ及び屋内プール（50m）を併設。
- ・都内に立地。

出典：「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 初期段階環境影響評価書」（平成25年2月 東京都ほか）

## 2) 再利用・再資源化の状況

施設等での廃棄物のリサイクル率は、表9.11-2に示すとおり類似施設の東京体育館で、41%となっている。

## 3) 法令等の目的、方針、基準等

廃棄物に関する法令等については、表 9.11-3(1)～(4)に示すとおりである。

表 9.11-3(1) 廃棄物に関する法令等

法令・条例等	責務等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。</p> <p>3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。</p>
資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業者等の責務)</p> <p>第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。</p>

表 9.11-3(2) 廃棄物に関する法令等

法令・条例等	責務等
<p>循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号)</p>	<p>(目的) 第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業者の責務) 第十一条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。</p> <p>2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、製品、容器等であつて、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うためには国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であるとともに、当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。</p> <p>4 循環資源であつて、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。</p>
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法) (平成 12 年法律第 116 号)</p>	<p>(目的) 第一条 この法律は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業者及び消費者の責務) 第四条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。</p>

表 9.11-3(3) 廃棄物に関する法令等

法令・条例等	責務等
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年法律第112号)	(目的) 第一条 この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (事業者及び消費者の責務) 第四条 事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。
東京都廃棄物条例 (平成4年東京都条例第140号)	(目的) 第一条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって都民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。 (事業者の基本的責務) 第八条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。 3 事業者は、従業者の教育訓練の実施体制その他の必要な管理体制の整備に努め、前二項の責務の達成に向けて継続的かつ計画的な取組を行わなければならない。 4 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理を確保するために講じている取組の内容を積極的に公表し、自らが排出する廃棄物の処理に対する信頼性の向上に努めなければならない。 5 廃棄物の処理を受託する事業者は、受託した廃棄物の処理の透明性を確保するため、その処理の状況の公表その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 6 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し都の施策に協力しなければならない。 (事業系廃棄物の減量等) 第十条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。 2 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理を行うことにより、その減量を図らなければならない。 3 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。
調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 (平成5年調布市条例第24号)	(目的) 第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境の清潔を保持することにより資源循環型まちづくりを推進し、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。 (事業者の責務) 第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 (事業系廃棄物の減量義務) 第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講じ、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

表 9.11-3(4) 廃棄物に関する法令等

法令・条例等	責務等
<p>調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 (平成5年調布市条例第24号) [続き]</p>	<p>(廃棄物の発生抑制等) 第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。 (再利用の容易性の自己評価等) 第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。 (適正包装等) 第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。 (事業用大規模建築物の所有者等の義務) 第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (事業用小規模建築物の所有者等の義務) 第24条 事業用の小規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用小規模建築物」という。)の所有者等は、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。 2 事業用小規模建築物を建設しようとする者は、当該建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。 (事業系廃棄物の処理) 第28条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。 2 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。 (処理困難性の自己評価等) 第29条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 (適正処理困難物の製造等の抑制) 第30条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。</p>

## 4) 東京都等の計画等の状況

廃棄物に関する東京都等の計画等については、表 9.11-4 に示すとおりである。

表 9.11-4 廃棄物に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
東京都廃棄物処理計画 (平成 23 年 6 月 東京都)	<p>「東京都環境基本計画」に基づき、都の廃棄物行政の基本的な方向を示すものであり、計画期間を平成 23～27 年度の 5 年間として策定している。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定する法定計画であり、東京から循環型社会を実現していくために必要な施策を定めている。</p> <p>計画目標は、平成 27 年度の最終処分量を平成 19 年度比 30%減とし、以下の 3 つの主要施策を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 R 施策の促進</li> <li>・ 適正処理の促進</li> <li>・ 静脈ビジネス発展の促進</li> </ul>
調布市一般廃棄物処理基本計画 (平成 25 年 3 月 調布市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間は、平成 25 (2013) 年度を初年度とし、平成 34 (2022) 年度までの 10 年間とする。また、平成 30 (2018) 年度を中間目標年次としている。</li> <li>・ 平成 23 (2011) 年度のごみ総排出量は 6 万 67 トンで、これは家庭系ごみを有料化した平成 16 (2004) 年度以降の最少記録であり 5 年連続の記録更新となった。家庭系ごみの一部有料化実施後、ごみ量が最大となった平成 18 (2006) 年度 (7 万 1,756 トン) と比較すると、1 万トン以上ものごみ減量を達成している。</li> <li>・ 分別リサイクル率は、平成 19 (2007) 年度以降 40%以上を維持しており、また、市全体の資源化率を表す総資源化率も、平成 20 (2008) 年度以降 50%以上を維持している。</li> <li>・ 基本方針と数値目標 (平成 34 (2022) 年度) は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①基本方針 1：家庭系ごみの削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭系ごみ原単位 380 g/人日</li> </ul> </li> <li>②基本方針 2：さらなるリサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭系ごみ資源化率 45%</li> <li>・ 総資源化率 47% (※資源化方法の違いによって、平成 25 (2013) 年度から総資源化率は減少。)</li> </ul> </li> <li>③基本方針 3：適正かつ安定的な処理の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終処分量 ゼロ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

### 9.11.2 予測

#### (1) 予測事項

予測事項は、廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等とした。

#### (2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施のための建設工事又は改修工事、大会開催での施設運営等で廃棄物の発生が予想される時点とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催後とした。

#### (3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

#### (4) 予測手法

予測手法は、類似施設の発生原単位から推定する方法により、表 9.11-5 に示す利用者数に廃棄物の発生量原単位及び廃棄物の構成比を乗じて算出する方法によった。

表 9.11-5 武蔵野の森総合スポーツ施設における利用者数

項目	単位	1 日間	2 日間 (廃棄物の貯留日数)
利用者数	人	8,000	16,000

注) 貯留日数は、「武蔵野の森総合スポーツ施設 (仮称) (22) 新築工事基本設計」(平成 23 年 7 月 東京都)における想定を使用。

また、廃棄物の再利用量については、廃棄物の発生量に「調布市一般廃棄物処理基本計画」(平成 25 年 3 月 調布市)の平成 34 年度の目標値である総資源化率 47% を乗じて算出し、それを事業者が目標とする再利用量とした。

## (5) 予測結果

本施設は、スポーツイベント等を開催する予定であり、施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量は、表 9.11-6 に示すとおり約 0.69t/（貯留 2 日間）と予測する。

発生した廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、ビン・缶、再利用対象物等の廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、東京都廃棄物条例（平成 4 年条例第 140 号）及び調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年条例第 24 号）に基づき適切に処理・処分を行い、表 9.11-6 に示すとおり再利用率は約 0.32t/（貯留 2 日間）と予測する。

表 9.11-6 設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量、再利用率

項目		単位	数量	備考
利用者数（2 日間）		人	16,000	a
1 人あたりの発生量		g/人	43	b
廃棄物 発生量	（合計（2 日間））	t	0.69	a×b
	資源ごみ	t	0.32	再利用率：(a×b)×47%
	一般廃棄物（可燃ごみ）	t	0.04	
	一般廃棄物（不燃ごみ）	t	0.29	
	産業廃棄物	t	0.03	

注 1) 利用者数及び廃棄物発生量は、廃棄物の貯留日数 2 日間の値である。

2) 1 人あたりの発生量（43g/人）は、現況調査結果の値を使用した。

3) 一般廃棄物の可燃ごみ及び不燃ごみは、既存施設の重量比率より算出した。

可燃ごみ排出量＝（資源ごみ以外の一般廃棄物排出量）

×（類似施設の可燃ごみ排出量）/（類似施設の資源ごみ以外の一般廃棄物排出量）

不燃ごみ排出量＝（資源ごみ以外の一般廃棄物排出量）

×（類似施設の不燃ごみ排出量）/（類似施設の資源ごみ以外の一般廃棄物排出量）

4) 産業廃棄物は、以下の式より算出した。

産業廃棄物排出量＝

（類似施設の 1 人あたりの産業廃棄物排出量（2.2g/人））×（利用者数（2 日間））

5) 四捨五入の関係で、表記上の合計値が合わない場合がある。

廃棄物の処理・処分方法等は、表 9.11-7 に示すとおりであり、廃棄物の種類別の収集間隔や収集作業に必要なかつ十分なスペースの確保を行う。

表 9.11-7 廃棄物の処理・処分方法等

- ・廃棄物は、雑芥・厨芥、不燃ごみ、粗大ごみ、再生紙、ダンボール、ビン、缶、プラスチック、ペットボトルに区分し、まとめて保管する。
- ・洗浄排水設備及び作業上の必要面積も考慮した十分なスペースを確保する。
- ・ごみ集積所は 1 階北側に配置し、塵芥車による収集作業のしやすさを確保する。
- ・ごみ収集業者による収集を前提とする。

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）(22) 新築工事基本設計」（平成 23 年 7 月 東京都）

「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）(25) メインアリーナ棟新築工事」（平成 24 年 12 月 東京都）

### 9.11.3 ミティゲーション

#### (1) 予測に反映した措置

- ・調布市の分別方法に従い、古紙、布、ビン、缶、容器包装プラスチック、牛乳パック、ペットボトルの7種は、資源として分別回収を行う。
- ・廃棄物の保管等のスペースについては、廃棄物の種類別の収集間隔や収集作業を考慮し、必要かつ十分なスペースの確保を行う。

#### (2) 予測に反映しなかった措置

- ・施設内のテナントに対して、包装や使い捨て容器利用の削減、リユース食器の利用等の推進を誘導する。
- ・施設利用者に対して、分かりやすい分別表示を行う。
- ・スポーツ大会、イベントの開催時において発生する廃棄物については、各事業者が“事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理”を行う必要があるため、大会やイベントの開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する。
- ・産業廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき、収集・運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。

### 9.11.4 評価

#### (1) 評価の指標

指標は、「調布市一般廃棄物処理基本計画」の平成34年度の目標値である総資源化率47%及び廃棄物の収集間隔を考慮した保管スペースの確保とした。

#### (2) 評価の結果

設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、東京都廃棄物条例及び調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づき適切に処理・処分を行う。

また、施設内のテナントに対する廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の誘導や施設利用者に対する分かりやすい分別表示を行う。

以上のことから、「調布市一般廃棄物処理基本計画」の目標とする再資源化率等を満足し、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものとする。